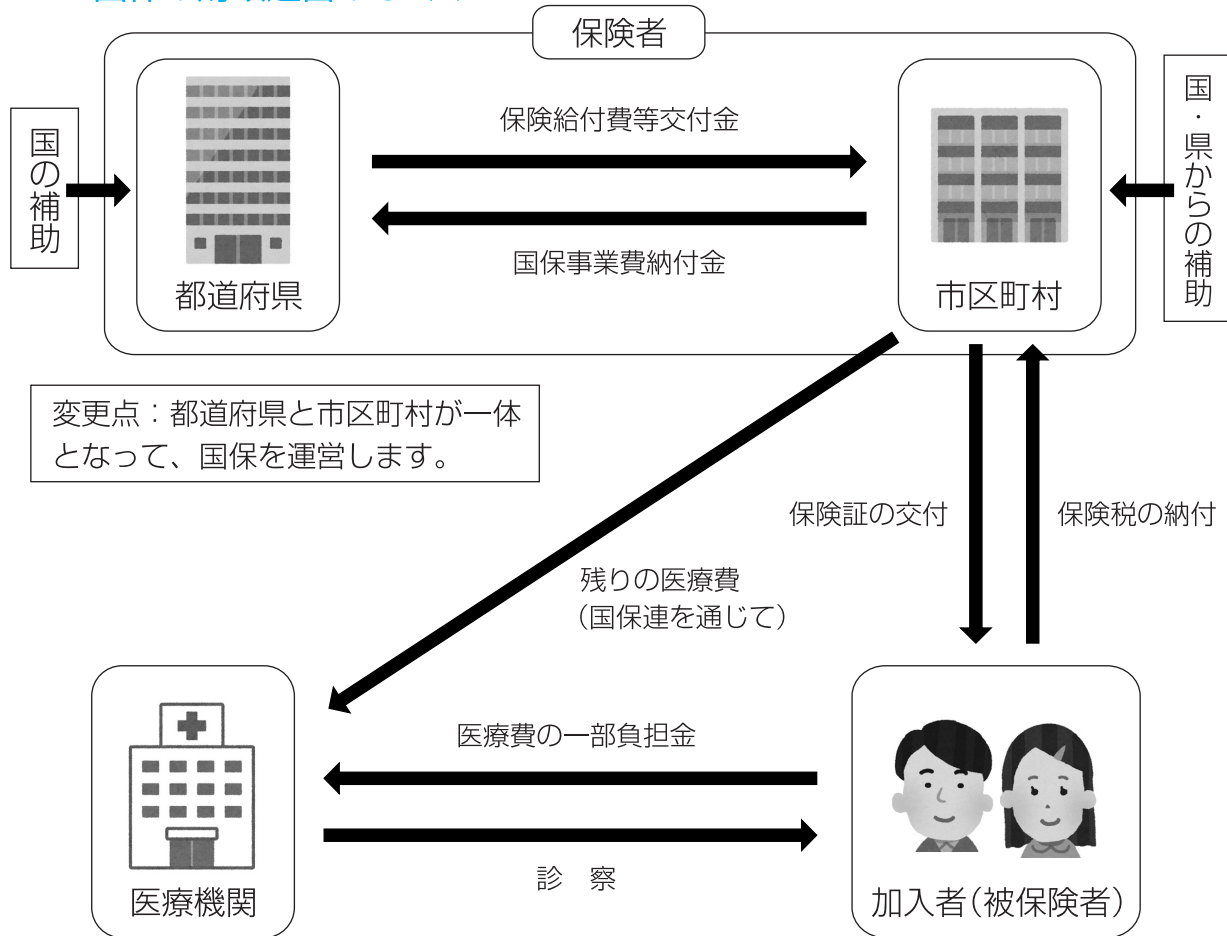


# 「国民健康保険」 制度改革について

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を行うこととなります。



## 国保の財政運営のしくみ



この改正により、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を都道府県が担うことで、メリットとして制度の安定化が図られるようになります。

なお、広域化によって、財政運営のしくみは大きく変わりますが、皆さんの医療の受け方は変わりません。保険税もこれまでどおり神崎町に納めます。また、各種申請や届出、保健事業についてもこれまでどおりです。

神崎町では、今後も被保険者の資格管理、医療費の適正化、収納率の向上に努めるとともに、保健事業を通じて被保険者の健康維持に取り組みます。

国民健康保険の健全な運営のために皆様のご協力をお願いいたします。